

第 1

令和 7 年 1 月 2 3 日 招集

定 例 教 育 委 員 会 提 出 議 案

唐 津 市 教 育 委 員 会

目 次

1 議案

議案第1号 唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を 改正する規則制定について	・・・ 1
議案第2号 唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を 改正する規則制定について	・・・ 6
議案第3号 旧厳木幼稚園用地の用途廃止について	・・・ 14

2 報告事項

(1) 教育長報告	
(2) 各課報告事項	
① 令和6年度卒業式及び令和7年度入学式の日程について (学校教育課)	・・・ 21
② 共催及び後援について (教育総務課)	・・・ 22
③ 教育委員会行事予定 (教育総務課)	・・・ 23
(3) その他	

3 その他

次回の定例教育委員会の日程について (案)

日 時 令和7年2月27日 (木) 16時00分

会 場 唐津市役所 大手口別館6階 会議室

議案第 1 号

唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則制定について

唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を別紙
のように制定するものとする。

令和 7 年 1 月 2 3 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 竹木場小学校、大良小学校及び切木小学校を廃止し、新たに高峰小学
校を設置することに伴い改正するものである。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正理由

竹木場小学校、大良小学校及び切木小学校を廃止し、新たに高峰小学校を設置することに伴い改正するもの

3 改正の内容

- (1) 別表第1中の「竹木場小学校区」、「大良小学校」及び「切木小学校区」を「高峰小学校区」として統合する
- (2) 別表第2の「高峰中学校区」の所属小学校区中「竹木場小学校区、大良小学校区、切木小学校区」を「高峰小学校区」に改める。

4 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則

唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成 17 年教育委員会規則
第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

竹木場小学校区	竹木場、菅牟田、熊ノ峰、重河内、唐ノ川、東山
---------	------------------------

」

を

「

高峰小学校区	竹木場、菅牟田、熊ノ峰、重河内、唐ノ川、東山、大良、 後川内、梨川内、万賀里川、仁田野尾、大浦、満越、中 浦、杉野浦、湯野浦、切木、赤坂
--------	--

」

に改め、同表大良小学校の項及び切木小学校の項を削る。

別表第 2 高峰中学校区の項中「竹木場小学校区、大良小学校区、切木小学校区」
を「高峰小学校区」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 1 号参考資料

唐津市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
学校区	所属地区	学校区	所属地区
略	略	略	略
高峰小学校区	竹木場、菅牟田、熊ノ峰、重河内、唐ノ川、東山、大良、 後川内、梨川内、万賀里川、仁田野尾、大浦、満越、中 浦、杉野浦、湯野浦、切木、赤坂	竹木場小学校区	竹木場、菅牟田、熊ノ峰、重河内、唐ノ川、東山
略	略	略	略
鬼塚小学校区	養母田鬼塚、養母田、山本、石志、千々賀、畑島、山田、 橋本	鬼塚小学校区	養母田鬼塚、養母田、山本、石志、千々賀、畑島、山田、 橋本
湊小学校区	湊町、相賀、屋形石、横野、中里、神集島	大良小学校区	大良、後川内、梨川内、東山
略	略	湊小学校区	湊町、相賀、屋形石、横野、中里、神集島
肥前小学校向島 分校区	向島	略	略
名護屋小学校区	名護屋、串、波戸、野元	肥前小学校向島 分校区	向島
略	略	切木小学校区	万賀里川、仁田野尾、大浦、満越、中浦、杉野浦、湯野 浦、切木、赤坂
		名護屋小学校区	名護屋、串、波戸、野元
		略	略
別表第 2（第 2 条関係）		別表第 2（第 2 条関係）	
学校区	所属小学校区	学校区	所属小学校区

略	略
高峰中学校区	<u>高峰小学校区</u>
略	略

略	略
高峰中学校区	<u>竹木場小学校区、大良小学校区、切木小学校区</u>
略	略

議案第 2 号

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する
規則制定について

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙
のように制定するものとする。

令和 7 年 1 月 2 3 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 竹木場小学校、大良小学校及び切木小学校を廃止し、新たに高峰小学
校を設置すること等に伴い改正するものである。

規 則 案 の 概 要

1 規則案の題名

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2 改正理由

竹木場小学校、大良小学校及び切木小学校を廃止し、新たに高峰小学校を設置することに伴い改正するもの。また、規則の規定及び字句を整理するため改正するもの

3 改正の内容

- (1) 第3条の規定を条例に即した規定に改める。
- (2) 別表第1を(1)の改正にあわせ改めるとともに、同表中「竹木場小・高峰中学校」を「高峰小中学校」に改め、「大良小学校」及び「切木小学校」を削る。

4 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則（令和５年教育委員会規則第
２号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

（開放学校）

第３条 条例第２条第１項に規定する開放学校は、別表第１の左欄に掲げる開放施
設の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

開放施設	開放学校名
屋内運動場	東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 高峰小中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 厳木小中学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 肥前小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校
剣道場	浜玉中学校 相知中学校 海青中学校
屋外運動場	東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 高峰小中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校

	巖木小中学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 肥前小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 浜玉中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校 海青中学校
テニスコート	巖木小中学校 浜玉中学校 北波多中学校

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号参考資料

唐津市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

改 正 案		現 行	
(開放学校)		(開放学校及び施設)	
第 3 条 条例第 2 条第 1 項に規定する開放学校は、別表第 1 の左欄に掲げる開放施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。		第 3 条 開放学校及び施設は、別表第 1 のとおりとする。	
別表第 1 (第 3 条関係)		別表第 1 (第 3 条関係)	
開放施設	開放学校名	開放学校名	開放施設
屋内運動場	東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 高峰小中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 厳木小中学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 肥前小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校	東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 厳木小中学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校 切木小学校 肥前小学校 名護屋小学校 馬渡小中学校 加唐小中学校 打上小学校 呼子小学校 小川小中学校 七山小中学校 第一中学校 佐志中学校 第五中学校 鏡中学校 鬼塚中学校 湊中学校 西唐津中学校 浜玉中学校 相知中学校 北波多中学校 肥前中学校	屋内運動場
剣道場	浜玉中学校 相知中学校 海青中学校	浜玉中学校 相知中学校 海青中学校	剣道場
屋外運動場	東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 高峰小中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校 厳木小中学校 相知小学校 伊岐佐小学校 北波多小学校	東唐津小学校 外町小学校 長松小学校 西唐津小学校 竹木場小・高峰中学校 高島小学校 佐志小学校 鏡山小学校 久里小学校 鬼塚小学校 大良小学校 湊小学校 成和小学校 大志小学校 浜崎小学校 玉島小学校 平原小学校	

	<u>肥前小学校</u> <u>名護屋小学校</u> <u>馬渡小中学校</u> <u>加唐小中学校</u> <u>打上小学校</u> <u>呼子小学校</u> <u>小川小中学校</u> <u>七山小中学校</u> <u>第一中学校</u> <u>佐志中学校</u> <u>鏡中学校</u> <u>鬼塚中学校</u> <u>湊中学校</u> <u>浜玉中学校</u> <u>相知中学校</u> <u>北波多中学校</u> <u>肥前中学校</u> <u>海青中学校</u>	
<u>テニスコート</u>	<u>巖木小中学校</u> <u>浜玉中学校</u> <u>北波多中学校</u>	
	<u>巖木小中学校</u> <u>相知小学校</u> <u>伊岐佐小学校</u> <u>北波多小学校</u> <u>切木小学校</u> <u>肥前小学校</u> <u>名護屋小学校</u> <u>馬渡小中学校</u> <u>加唐小中学校</u> <u>打上小学校</u> <u>呼子小学校</u> <u>小川小中学校</u> <u>七山小中学校</u> <u>第一中学校</u> <u>佐志中学校</u> <u>鏡中学校</u> <u>鬼塚中学校</u> <u>湊中学校</u> <u>浜玉中学校</u> <u>相知中学校</u> <u>北波多中学校</u> <u>肥前中学校</u> <u>海青中学校</u>	<u>屋外運動場</u>
	<u>巖木小中学校</u> <u>浜玉中学校</u> <u>北波多中学校</u>	<u>テニスコート</u>

○唐津市立学校体育施設の開放に関する条例

令和4年12月22日
条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、唐津市における地域住民のスポーツ活動の場として唐津市立小学校及び中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民等の利用に供することに関し必要な事項を定めるものとする。

(開放する学校及び施設)

第2条 体育施設を開放する唐津市立小学校及び中学校(以下「開放学校」という。)は、唐津市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める。

2 開放する体育施設(以下「開放施設」という。)は、屋内運動場、剣道場、屋外運動場及びテニスコートとする。

(利用の範囲)

第3条 開放施設を利用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に在住し、通勤し、又は通学する者が構成する団体で責任者としての成人を含むもの

(2) 開放学校の校区内に在住する者

(利用の許可)

第4条 開放施設を利用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

(1) 公安を害し、風俗を乱し、その他公共の福祉に反するとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) 開放施設又はその設備を損傷するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第6条 開放施設の利用について許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、利用する権利を他に譲渡し、又は転貸することができない。

(利用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。

(2) 偽りの申請により利用の許可を受けたとき。

(3) 第5条各号のいずれかに該当するとき。

2 前項の措置によって利用者が受ける損害については、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第8条 開放施設のうち屋内運動場又は剣道場の利用について許可を受けたものは、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、後納することができる。

2 前項の規定にかかわらず、中学生以下の者で構成する団体が利用する場合の使用料は、無料とする。

(使用料の不還付)

第9条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第10条 利用者は、その利用を終えたとき、又は第7条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、開放施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の規定による開放施設の利用許可その他その利用許可に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第8条関係)

区分		金額(1時間当たり)
屋内運動場	2面	400円
	1面	200円
剣道場	全面	100円

議案第 3 号

旧巖木幼稚園用地の用途廃止について

旧巖木幼稚園用地について、用途廃止するものとする。

令和 7 年 1 月 2 3 日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗 原 宣 康

提案理由 旧巖木幼稚園用地について、利活用を図るため、用途廃止を行い公共施設再編・資産活用課へ管理替するものである。

旧厳木幼稚園用地の用途廃止について

1 概要

旧厳木幼稚園は平成31年3月に閉園し、令和5年度に建物解体を実施した。
旧厳木幼稚園用地は、今後、周辺市有地と併せた利活用が見込まれることから、用途廃止を行い、公有財産規則に基づき公共施設再編・資産活用課へ管理替するもの。

2 移管する施設の概要

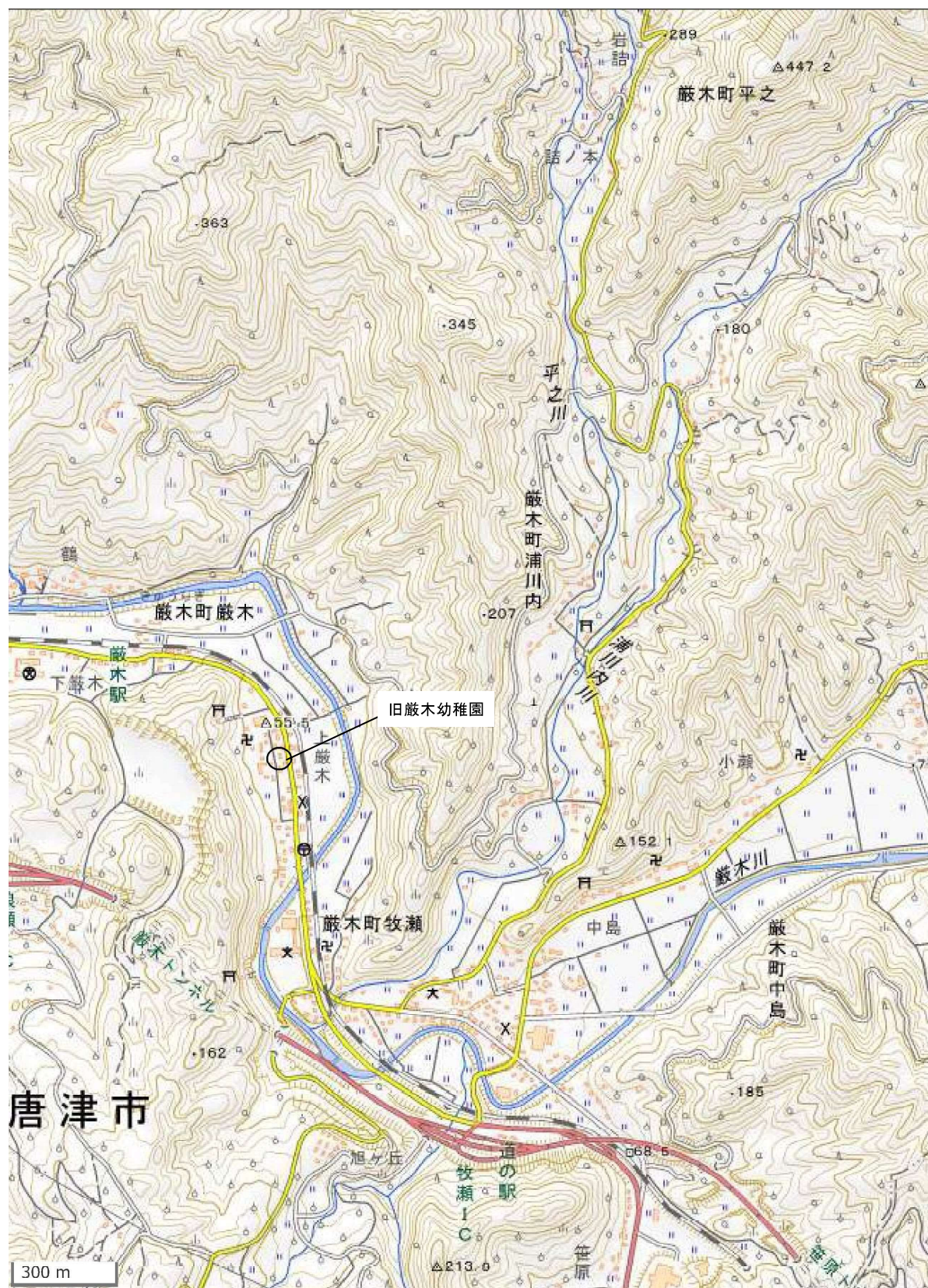
旧厳木幼稚園

土 地：	①厳木町厳木字上厳木1109番2	宅地	746.15㎡
	②厳木町厳木字上厳木1109番3	宅地	770.29㎡
		合計	1,516.44㎡

3 今後の手続きについて

唐津市公有財産規則に基づき手続きを行う。

位置図



航空写真



土 地 台 帳

管理番号	366							
会 計	一般会計				台帳番号			
管 理 課	教育委員会 教育総務課		沿 革		附 属 図 面 等			
名 称	旧巖木幼稚園	1		1				
				2				
分 類	行政財産（公共用）	2		3				
地 目	宅地			4				
用 途	学校教育施設用地	3		境界				
所 在 地 番	巖木町巖木	4		山林の権利区分				
	----- 1109-2							
筆数・地積	2 筆	1, 516. 44	5	摘要				
建物の有無	自治体保有 建面積	1, 516. 44						
	他 保 有 建面積							
	合 計 建面積	1, 516. 44						
利用状況				地上物件				
備 考								

土地台帳（明細）

管理番号	366	旧巖木幼稚園																	
明細番号	代 表	年 度	地 目	所 在 地		増 減		現 在 高		備 考									
		異 動 年 月 日		登 記 年 月 日	現 況 地 積	数 量	価 格	数 量	価 格										
				記 載 年 月 日	台 帳 地 積														
1	*	平成19年度	宅地	巖木町巖木1109-2		m ² 0.00	円 0	m ² 746.15	円 0										
						取得年月日	取得事由	異動年月日	異動事由										
		平成20年 3月31日			746.15 m ²	平成20年 3月31日	買入												
					746.15 m ²	処分年月日	処分事由	旧 所 有 者 名											
2		平成19年度	宅地	巖木町巖木1109-3		m ² 0.00	円 0	m ² 770.29	円 0										
						取得年月日	取得事由	異動年月日	異動事由										
		平成20年 3月31日			770.29 m ²	平成20年 3月31日	買入												
					770.29 m ²	処分年月日	処分事由	旧 所 有 者 名											

